

別紙1 参考様式

実質化された人・農地プラン

[注:本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。]

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
村上市	山北地区(大川谷、中俣、黒川俣、八幡、下海府)	令和3年3月17日	令和4年3月15日

1 対象地区的現状

①地区内の耕地面積	652.16ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	359.04ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	91.32ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	28.16ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	46.87ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	34ha
(備考)	

注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5~10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区的課題

農業経営者の高齢化が進んでおり、今後さらに農地の出し手が増加する一方で受け手となる中心経営体の高齢化も進んでおり、新たな農地の受け手の確保が課題となっている。特に条件不利農地の受け手の不在が著しく、現在の耕作面積を維持するために条件不利農地を輪番で受けるなどの体制づくりが必要となっている。加えて、近年はイノシシによる水稻への被害が急激に拡大しており、有害鳥獣対策も喫緊の課題である。
--

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

大川谷地区の農地利用は、中心経営体である認定農業法人2経営体と認定農業者2名が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。
中俣地区の農地利用は、中心経営体である認定農業法人1経営体が担うほか、地区内の農業者で可能な範囲で受入れ対応していく。 また、所有者等が水路等の維持管理、畦畔の草刈りなどに携わる環境づくりにより担い手の負担軽減を図る。
黒川俣地区の水田利用は、中心経営体である認定農業法人1経営体や認定農業者4名が担うほか、後継者として認定新規就農者の育成により対応していく。 また、所有者等が水路等の維持管理、畦畔の草刈りなどに携わる環境づくりにより担い手の負担軽減を図る。
八幡地区の農地利用は、中心経営体である認定農業法人1経営体、認定農業者3名が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

下海府地区の水田利用は、中心経営体である認定農業者2名を中心に担っていく。
生産効率向上、中心経営体の負担軽減のため、水路等の改良、ほ場区画の大規模化等を計画的に行う。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。